

## 基準日以外の期間に単位（定員以外の単価を除く）が変更となった場合の助成額の算出方法

別紙

算出方法：一月あたりの基準単価に、単位及び単位ごとの稼働月数を乗じて算出するものとする。

区分Ⅰ：介護老人福祉施設，地域密着型介護老人福祉施設，介護老人保健施設，介護医療院，短期入所生活介護事業所

区分Ⅱ：認知症対応型共同生活介護事業所，養護老人ホーム，軽費老人ホーム，介護付き有料老人ホーム，小規模多機能型居宅介護事業所，看護小規模多機能型居宅介護事業所，通所介護事業所，地域密着型通所介護事業所，認知症対応型通所介護事業所，通所リハビリテーション事業所

### 【計算例】

#### ●区分Ⅰ

例③：介護老人福祉施設で4月から6月までは定員50人（Aとする），7月から1月までは定員60人（Bとする），2月から3月までは定員40人（Cとする），令和4年11月における所得第1から第3段階までの平均利用人数が21人（Dとする）であった場合

→4～6月における所得第1から第3段階までの平均利用人数は $A \times D / B$ ，2月及び3月における所得第1から第3段階までの平均利用人数は $C \times D / B$ で算出する。

助成額：

・4～6月

1月あたりの助成額 =  $\{ (50人 \times 21人 / 60人) \times 1,500円 \} + [ \{ 50人 - (50人 \times 21人 / 60人) \} \times 750円 ] = 50,625円$

50,625円  $\times$  3か月 = 151,875円

・7～1月

1月あたりの助成額 =  $(21人 \times 1,500円) + \{ (60人 - 21人) \times 750円 \} = 60,750円$

60,750円  $\times$  7か月 = 425,250円

・2～3月

1月あたりの助成額 =  $\{ (40人 \times 21人 / 60人) \times 1,500円 \} + [ \{ 40人 - (40人 \times 21人 / 60人) \} \times 750円 ] = 40,500円$

40,500円  $\times$  2か月 = 81,000円

・計

151,875円 + 425,250円 + 81,000円 = 658,125円

※100円未満切り捨てのため申請額は658,100円

#### ●区分Ⅱ

例①：通所介護事業所で4月から6月までは定員30人，7月から3月までは定員20人の場合

助成額：  $(750円 \times 30人 \times 3か月) + (750円 \times 20人 \times 9か月) = 202,500円$

例②：通所介護事業所で4月から6月までは定員30人，7月から3月までは定員20人であり，6月10日から8月20日まで休止する場合

助成額：  $(750円 \times 30人 \times 2か月) + (750円 \times 20人 \times 7か月) = 150,000円$